

オーナーの人生を豊かに

裁判によらず、当事者同士の話し合いでトラブルを解決するADR（裁判外紛争解決手続）。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえる。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことであるだろう。今回は、法務大臣認証機関である（一社）日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となつた「土地活用プランナー」が過去に経験したトラブル事例を、公益社団法人東京共同住宅協会の谷崎憲一会長から紹介してもらう。

海外投資先としての日本人気や相続税対策の一例など、様々な要因により土地活用を志し、実施される方々は増えてきています。私たち土地活用プランナーは、そのような地主様や家主様を土地活用のアドバイスを通じて幸せに導くことがミッションです。土地活用は「〇〇をしたいならば△△をしましよう」というように、簡単に答えが出せるものではありません。もちろん、土地活用のメソッドを知つていれば、ある程度の答えは出せるのですが、土地活用プランナーが重視するのは「オーナー様の将来設計」や「土地の価値向上」で越えてこそ幸福な人生が送れる

総合

ADRの現場から

話し合いでトラブルを解決

(12)

裁判によらず、当事者同士の話し合いでトラブルを解決するADR（裁判外紛争解決手続）。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえる。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースが多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことであるだろう。今回は、法務大臣認証機関である（一社）日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となつた「土地活用プランナー」が過去に経験したトラブル事例を、公益社団法人東京共同住宅協会の谷崎憲一会長から紹介してもらう。

土地活用プランナー

るというものであります。土地活用プランナーも同様に、不動産に関する様々なトラブルや悩みの解決に向けたご提案を実施してきました。

渋谷区に60坪の土地をお持ちだったA様の事例をご紹介します。A様のお悩みは「相続税が払えなくなってしまう」というものでした。支払いたいのため物納申請を行つたのです。敷地には貸家が建つており、ここで居住者との立ち退き交渉がうまくいかず、申請をしました。実際に7年間の歳月が過ぎてしまつたのです。

ここで相談を受けた土地活用プランナーは、弁護士と連携して立ち退き交渉を実施し、これを成功させました。余った土地の売却や、新たな賃貸経営のプランニング、加えて、新たな収益物件の建築をサポートしました。ここで実施した立ち退き交渉は、弁護士と連携して実施したものでした。

●「土地活用プランナー」資格実施団体 公益社団法人東京共同住宅協会 電話03(3400)8620 ※調停が体験できる「ロープレイ研修」を定期的に実施しています。

一般社団法人日本不動産仲

要件をクリアして調停人となつた資格者は、業務として先の事例でいえば「トラブルの解決に向けたオーナー様と居住者との話し合い」に立ち会い、主導的に解決に導けるようになりました。このことに

要素をクリアして調停人となつた資格者は、業務として先の事例でいえば「トラブルの解決に向けたオーナー様と居住者との話し合い」に立ち会い、主導的に解決に導けるようになります。このことによつて、土地活用プランナーは今まで以上にオーナー様をトータル的にサポートできる存在になつたのではないかと存ります。

●法務大臣認証ADR機関

要素をクリアして調停人となつた資格者は、業務として先の事例でいえば「トラブルの解決に向けたオーナー様と居住者との話し合い」に立ち会い、主導的に解決に導けるようになります。このことによつて、土地活用プランナーは今まで以上にオーナー様をトータル的にサポートできる存在になつたのではないかと存ります。